

生活保護 申請に壁

親族に支援の可否照会する制度

新型コロナウイルスの感染拡大で生活に困窮する人が増えるなか、生活保護を申請する際に福祉事務所が親族に対して援助できないか問い合わせる「扶養照会」が申請のハードルになっているとの指摘がある。

「家族に知られたくない」と扶養照会を理由にためらう人もおり、支援団体は「制度そのものを見直す必要がある」と訴える。

「困窮ぶり知られる つらい」

日雇い労働者の街として知られる大阪市西成区の「あいりん地区」。生活保護の平均受給世帯率が23%（2019年度）と市全体の4倍以上を記録する西成区の中でも突出してその割合が高い地域とされる。ここに流れ着いた東海地方出身の40代の男性は昨年6月に生活保護の申請を決意したが、二の足を踏ませたのが扶養照会の存在だった。

「連絡を絶っている家族に自分の生活状況を知られなくなかった」

高校卒業後、東京都内でエンジニアとして働いたが、人間関係に悩み職場を転々とした。うつ病で定職に就くことも難しく、日雇い仕事を探してあいりん地区へ。住み込みの清掃の仕事に就いたが、うつ病の症状が悪化して辞めた。住む場所と仕事を失い、生活保護に頼ることになった。

支援団体の紹介で生野区内のアパートに住み、同区の福祉事務所の窓口で職員から「家族がいるのなら扶養照会をさせてもらう」と言われ、迷った。

母は亡くなり、年寄いた父は実家で細々と年金生活を送る。弟は結婚して家庭を持つ。東京で働いていたはずの自分は大阪に流れ着き困窮している。子どもの頃、親戚の扶養照会を受け

た両親が煩わしそうにしてた記憶がよみがえった。背に腹は代えられないと応じ、父親と弟に生野区か

支援する親族まれ 「再考を」

扶養照会を巡っては今年2月、厚生労働省が運用を見直す通知を各自治体に出した。照会不要のケースを20年間の音信不通から「10年程度」にするなど限定的な運用となる。だが、そもそも親族の支援が得られるケースはまれで、制度自体の是非が議論されてきた。

民法では、親子や兄弟姉妹といった血縁関係があれば互いに扶養する義務があると定められ、生活保護支給の可否を決定する際に扶養照会をかける根拠の一つとされる。

だが、厚生労働省の2017年の調査では、扶養照会をした約3・8万件のうち、親族からの扶養に結びついたのは約600件と2%にも満たない。生活保護業務に携わった元地方公務員の男性によると、扶養照会には「期待薄」の空気が現場には根強いという。

一方で、大阪府高石市の女性は14年、30年以上音信不通だった父親の扶養照会を精神的な苦痛を受けた。

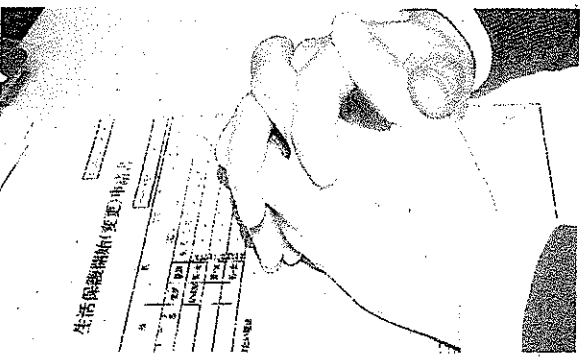
ら照会があった。弟から反応はなかったが、父親からは手紙が届いた。警察に行方不明者届を出していたことなどが記され、結びに「生きていればいい」とあったが、援助は断られた。男性は「家族に迷惑をかけたくないし、自分の困窮ぶりを知られるのもつらい。扶養照会はしてほしくなかった」と話した。

父親からの暴力に苦しんだ経験があり、孫に当たる娘らにも照会があった。福祉事務所が親族との関係性を詳細まで聞き取らなかつたことが原因だったという。

支援団体「つくろい東京ファンド」は2月28日付で、扶養照会について「申請者本人が事前に承諾した場合に限定すべきだ」などと訴える声明を出した。

あいりん地区では様々な事情で住み着いた人も多し。生活保護受給の支援をする金ヶ崎医療連絡会議の大谷隆夫代表は「『迷惑をかけたくない』と生活保護の申請自体を思いとどまり、路上生活を選ぶ人もいり。支援に結びつく割合も低いことを考えると、制度の是非については再考の余地がある」と指摘する。

大阪市の担当者は「本人からの聞き取りで扶養が期待できると判断した場合は原則、照会をかける」としている。



取材に応じた男性